



白鳳点描

「子どもの人権」を知ることから

校長 水野 夏子

12月4日から12月10日まで、人権週間です。尾張旭市では、11月25日から12月20日までを人権月間として取り組みます。学校でも人権にかかわる各種作品募集に応募したり、道徳や学活の授業で話題にしたり、集会で取り上げたりしています。先日行った集会では「子どもの人権」について、話題にしました。

そもそも「子どもの権利を守ろう」という動きは、大人が起こした戦争によって、たくさん子どもたちがけがをしたり、命を落としたりしたことから、子どもを守っていかねばならないと考えられたそうです。1948年に「世界人権宣言」が採択され、全ての人は生まれながらに「人権」をもっていることが世界で認められました。その後、1979年の国連児童年をきっかけに、世界共通のルール作りが行われ、1989年に国連で「子どもの権利条約」が作られたという歴史をたどります。

この「子どもの権利条約」は、大きく4つの権利をうたっています。

- ① 生きる権利 生存・発達の確保、健康・医療への権利、生活水準の確保など
- ② 育つ権利 教育を受ける権利、休み、遊ぶ権利、能力を伸ばしながら成長することなど
- ③ 守られる権利 暴力からの保護、戦争からの保護、経済的搾取・有害労働からの保護など
- ④ 参加する権利 意見を表明する権利、プライバシーの保護、集会の自由など

これらは、周囲の大人が気を付けていかなければならないことです。けして発展途上国の話ではなく、日本でもまだまだな部分があると感ずます。日本では「子どもの権利条約」の内容を受けて、「こども基本法」が2022年に成立し、2023年から施行されました。もちろん、こうした権利を振りかざして好き勝手に振る舞ってもよいということではなく、どの子にも同じように権利があるのだから、意見が対立した時や他の子の権利を傷つけるようなことがあった時に、相手の権利を尊重するように、周囲の大人が導いていくことが求められているのだと思います。「こども基本法」では、「こども」を「心や体が育っているとちゅうの人」と定義されています。はじめから100を求めめるのではなく、トライ&エラーを繰り返しながら育っていく過程を支えていきたいものです。

(参考:「こども基本法 こどもガイドブック」子どもの未来社)



残り3週間で、2学期も終わります。これまでの教育活動に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。保護者の方には、校外学習で、ボランティアで引率していただきました。また、読み聞かせ等で潤いのある学校生活を支えていただきました。この場をお借りして、お礼申し上げます。個人懇談会では、子どもたちの成長した姿を保護者の方と一緒に振り返り、次へとつながる懇談ができればと思っています。限られた時間ですが、よろしくお願いいたします。